

令和5年 第7回

# 南会津町農業委員会総会議事録

期 日 令和5年7月18日（火）

会 場 南会津町役場本庁

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月18日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町役場本庁 3階 正庁
- 3 出席した委員

### 農業委員 11名

1 番	星 隆 一	2 番	芳 賀 美 紀	3 番	平 野 恒 二
4 番	馬 場 崇 裕	5 番	湯 田 重 行	6 番	湯 田 義 三
7 番	星 洋 一	8 番	酒 井 圭	9 番	渡 部 一 男
10 番	湯 田 孝 義	11 番	室 井 文 一		

### 農地利用最適化推進委員 13名

田島第2	星 修 二	田島第3	星 仁	田島第5	湯田 雄市
田島第7	野 中 勉	田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 典弘
田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第1	佐藤 春香
舘岩第2	芳 賀 久	伊南第1	八須賀 智	南郷第1	五十嵐 和
南郷第2	斎藤 喜久男				

- 4 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	長谷川 春奈
------	-------	----------	-------	----	--------

- 5 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

## 6 会議の概要

	<p>事務局長が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。</p>
議長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員はおりません。</p> <p>本日の出席委員は11名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しております。</p> <p>また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、13名に出席していただいております。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、9番、渡部一男委員、10番、湯田孝義委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局からご報告していただきます。</p>
事務局	<p>(事務局長 報告)</p>
議長	<p>只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>質問がないようですので、会務報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事件番号1について、地区担当調査員の館岩第2区、芳賀久推進委員から調査結果の説明をお願いします。</p>
館岩 2	<p>(芳賀久) はい。私の方から申し上げます。7月9日、譲渡人の●●●さん、◎◎◎◎さんに電話で調査いたしました。譲受人、○○○さんは、直接お会いして調査いたしました。所在地ですが、***番地、***㎡でございます。申請理由ですが、譲渡人は、相手方の要望によりまして、△△△円で売り渡し、移転を行い、譲受人は、当該農地を買い受け、経営規模の拡大を行うものとなっております。次に、農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、譲受人本人160日、妻130日となっております。目安としている年間150日の農作業常時従事要件には問題はありませんでした。2点目ですが、地域との調和要件につきましては、同地区内には集落営農等の組織や他の農業者の集積、農地の分断等、他の農地の利用に影響を与</p>

えることはないと考えられます。譲受人は、既に同地区内で耕作されて、問題はないかと思われま。3点目ですが、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、耕運機を保有しておりますので、当該申請農地を含め、全てを効率的に耕作管理することに問題はないと思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありませんでした。以上、調査の結果、許可が相当だと判断されますので審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の館岩第2区、芳賀久推進委員から調査結果の説明をお願いします。

館岩2 (芳賀久) 2件目ですが、●●●さん、◎◎◎◎さん、譲受人が、\*\*にお住いの○○○○さん、\*\*\*\*番、□□□㎡でございます。○○○さんについては、南会津町に移住される予定でございます。家庭菜園を行うということでございました。申請事由ですが、他市町村へ移住により農業を廃止され、△△△円で売り渡し、所有権を移転。移転を受け、当該申請農地を買い受け、家庭菜園を行うものであります。農地法第3条の許可の各要件でございますが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしたところ、譲受人本人は180日ということで、目安としている年間150日の農作業常時従事要件には問題はありませんでした。2点目ですが、地域との調和要件につきましては、同地区内には集落営農等の組織や他の農業者の集積、農地の分断等、他の農地の利用に影響を与えることはないと考えられます。3点目ですが、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、本人が耕運機を自己資金で購入予定ですので、当該申請農地を、効率的に耕作管理することに問題はないと思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当だと判断されますので審議をお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)  
異議がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2について、原案のとおり決定いたしまし  
た。
- 議 長 次に、事件番号3を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第10区、渡部和幸推進委員から調査結果の説  
明をお願いします。
- 田島 10 (渡部和幸) 7月8日、〇〇〇さんに電話。7月10日、●●●●さんの家  
に訪問いたしまして、調査をしてまいりました。譲渡人が、●●●●さ  
ん、\*\*字\*\*\*\*番地です。譲受人は、〇〇〇さん、\*\*字\*\*\*\*  
\*\*番地です。許可を受けようとする土地の表示ですが、\*\*字\*\*\*\*  
\*-\*、\*-\*、\*-\*、\*-\*、\*\*\*\*-\*、\*\*-\*の6筆です。  
面積は□□□㎡となっております。譲渡人は、高齢化のため経営を縮小  
したい。譲受人の〇〇さんは、規模拡大をしたいということで話がまと  
まったということです。金額は△△△△円。農地法3条の許可の各要の  
整合性ですが、1つ目、原則、年間150日以上農作業に従事する農作業  
常時従事要件ですが、〇〇さんは、150日を超えておりますので、問題  
ないと思います。2つ目、地域との調和要件ですが、同地区には集落等  
の組織や他の農業者の集積、農地の分断、他の農地利用に影響を与える  
ことはありません。譲受人は、既に同地区内で耕作されているため、問  
題はないと思われます。3つ目、今回の申請農地を含め使用している農  
地、または借り受けている農地全てを効率的に耕作する全部効率要件で  
すが、田植え機、トラクター、コンバインなどその他大農機具を保有し  
ておりますので問題ないと思います。最後に、法人の場合は、土地所有  
適格法人の要件を満たしていることは、農地所有適格法人ではありません  
ので問題ありません。以上のことから許可が妥当だと思っておりますので、  
ご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

- 議 長 (「なし」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3について、原案のとおり決定いたしまし  
た。
- 議 長 次に、事件番号4を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明  
をお願い致します。
- 田 島 9 (渡部典弘)議案書4ページ、4番をご覧ください。譲渡人、●●●●●  
さん、\*\*村の方です。譲受人、○○○○さん、\*\*\*の方です。許可  
を受けようとする土地ですが、\*\*\*字\*\*\*番の畑です。面積が□□  
㎡。7月14日に現地調査をしました。申請事由ですが、譲渡人は、亡き  
父◎◎◎◎の相手方、○○○○と生前に贈与契約を締結していたので、  
それを履行するものです。農地法第3条の許可の各要件の状況について  
ですが、譲渡人は、亡き父が働いている頃の所有農地につき、譲受人の  
○○○○に一切を任せるといことで、贈与契約を締結していたが、当該  
申請農地に係る農地法第3条の許可を受ける前に死亡しました。今般、  
その贈与契約を履行するため申請するものです。次に、農地法3条の許  
可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農  
作業常時従事要件につきましても、申請書の内容を聞き取りましたとこ  
ろ、譲受人本人が230日、妻230日となっており、目安としております  
年間150日の農作業常時従事要件には問題はありませんでした。2点目、  
地域との調和要件につきましても、同地区内に集落営農等の組織や他の  
農業者の集積、農地の分断等、他の農地の利用に影響を与えることはな  
いと考察されます。譲受人は、既に同地区内で耕作されているため問題  
はないと思われまます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率  
要件につきましても、トラクター、耕運機、管理機などの大農機具を保  
有されておりますので、当該申請地を含め全てを効率的に耕作、管理す  
ることに問題はないと思われまます。最後に、農地所有適格法人要件につ  
きましても、譲受人は、法人ではありませんので問題ありません。以上、  
調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいた  
します。以上です。
- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議 長 次に、事件番号5を議題といたします。  
地区担当調査員の館岩第1区、佐藤春香推進委員から調査結果の説明  
をお願い致します。

館 岩 1 (佐藤春香)番号5番です。譲渡人は、●●●●●さん、\*\*\*\*\*  
の方です。譲受人は、○○○○さん、同じく\*\*\*番地\*の方です。土地  
の所在は、\*\*\*番\*、\*\*番\*と\*です。地目は畑、面積はそれぞれ  
\*\*㎡と\*㎡、\*㎡の農用地区域内の農地になります。申請理由は、譲  
渡人は、耕作不便、低生産地のため譲受人に贈与し、所有権の移転を行  
い、譲受人は、当該申請農地を譲り受け、耕作管理を行うものです。7  
月10日にお電話で調査をいたしました。調査をした内容は、申請理由と  
農地法第3条の許可に各要件についてです。○○さんのお宅が\*\*\*番  
地に建ったところから先代との約束がされており、自宅周辺の土地なので  
所有権移転の手続きをすることになったようです。農地法第3条の許可  
の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作  
業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りましたところ、  
譲受人本人150日となっており、目安としております150日の農作業常  
時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件につ  
きましては、同地区内に集落営農等の組織や他農業者の集積、農地の分  
断等、他の農地の利用に影響を与えることはないと考えられますので、  
問題はないと思われます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部  
効率要件につきましては、耕運機、軽トラ、草刈り機を保有されてお  
りますので、当該申請地を含めて全てを効率的に耕作管理することに問題  
はないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、  
譲受人は、法人ではありませんので問題ありません。

以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお  
願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号5について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号5については、原案のとおり決定いたしま  
した。
- 議 長 次に、事件番号6を議題といたします。  
地区担当調査員の伊南第1区、八須賀智推進委員から調査結果の説明  
をお願い致します。
- 伊南1 (八須賀智)事件番号6番です。5ページになります。申請人ですが、譲  
渡人、●●●●●さん、\*\*\*\*さんの方です。譲受人、○○○さん、  
\*\*の方です。許可を受けようとする土地ですが、所在地が\*\*字\*\*  
\*番の\*、地目 田、面積□□㎡、所有権の移転です。7月13日、●●  
●●●さんにお電話で、7月14日、○○○さんに直接お会いいたしま  
して調査いたしました。申請理由ですが、譲渡人は、他市町村への居住  
による農業廃止に伴い、△△△円で売却し所有権の移転を行い、譲受人  
は、当該申請農地を買い受け、耕作管理を行うものです。農地法第3条  
の許可の各要件ですが、農作業常時従事要件につきましては、申請書の  
内容を聞き取りましたところ、譲受人本人210日となっており、目安と  
している年間150日の農作業常時従事要件に問題はありません。地域と  
の調和要件につきましては、同地区内に集落営農等の組織や他の農業者  
の集積、農地の分断等、他の農地の利用に影響を与えることはないと思  
察されます。譲受人は、既に同地区内で耕作されているため、問題はな  
いと思われれます。農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につしま  
しては、トラクターなどの農機具を保有しておられます。当該申請農地  
を含め、全てを効率的に耕作管理することに問題はないと思われれます。  
農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではないので問題  
はありません。調査の結果、許可が相当であると判断されますので、ご  
審議をお願いいたします。以上でございます。
- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 1 番 (星隆一) 譲受人は、農業を営んでいるとのことですが、経営面積がゼ  
ロということで、やっているのですか。

事務局 (係長) ○○○○さんですが、この方は、ご自分で会社、農業生産法人○○○○○○を立ち上げておられて、そちらの方に自分の所有農地を全て貸付けているような状況です。○○さん個人としては、経営農地ゼロになっております。以上です。

1 番 (星隆一) わかりました。

議長 他に質問、ございませんか。  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号6については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議長 日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 議案書の7ページ。併せて資料1もご覧いただきたいと思えます。事件番号1番、譲渡人、●●●●さん、会社役員、\*\*字\*\*の方になります。譲受人、○○○○○さん、地方公務員、\*\*字\*\*の方になります。許可を受けようとする土地の表示につきましては、田島都市計画事業会津田島駅周辺地区土地区画整理事業施行地区内、仮地番\*街区\*-\*画地となっております。従前地が\*\*字\*\*番の\*、地目が田となっております。面積ですが、仮換地の面積が□□㎡、従前地の面積が□□㎡となっております。施設の概要は、個人住宅用地となっております。土地代、賃借料ということで、土地の用地取得費が△△△△△円となっております。権利の種類は、所有権の移転となっております。申請事由は、現在、アパート住まいをしておりますが、手狭になってきたことからマイホームを建築したい。当該申請地周辺は、都市計画事業及び土地区画整理事業により宅地化され、新築住宅が立ち並んでいる。その一角に知人が所有する当該申請地がありまして、譲渡について相談したところ承諾をいただいたということで、今回の転用許可申請になったというものになります。立地についてですが、当該申請農地は、土地区画整理事業法第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として省令で定めるものの施行に係る区域、土地区画整理内農地に該当しておりますので、第3種農地となります。第3種農地につきましては、許可しうる許可基準となっておりますので、転用許可については問題ないと思われま。次に、農地法第5条の一般基準の各項目の調査結果です



議 長 他に質問ありませんか。  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま  
した。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第6区、湯田悌一推進委員が欠席ですので、事  
務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 7ページの事件番号2になります。資料は2番になりますので、  
併せてご覧いただきたいと思います。譲渡人につきましては、●●●●  
さん、農業、\*\*\*の方になります。譲受人につきましては、株式会社  
○○○○○○○○○○、代表取締役○○○○さん、こちらも農業、\*\*  
\*字\*\*\*\*番の\*になります。許可を受けようとする土地の表示は、  
\*\*\*字\*\*\*番の\*、地目が田、面積が□□□㎡となっております。  
施設の概要といたしまして、農業用施設用地、乾燥調製施設となってい  
ます。土地代、賃借料につきましては無償。権利の種類につきましては、  
使用賃借権の設定となっております。申請事由ですが、農業の  
規模拡大により乾燥調製施設を新設するため、作業効率等を考慮し既存  
施設及び自宅に隣接している祖父所有の当該申請農地を最適地と判断  
し、転用許可申請を行うものとなっております。権利の設定の期間につ  
きましては、許可の日から30年となっております。立地基準は、当該申請  
農地は、昭和40年代に土地改良事業が行われておりまして、特定土地改  
良事業等の施行に係る区域内にある農地、土地改良農地であり、第1種  
農地になっております。第1種農地の転用につきましては、原則として許  
することができないとなっておりますが、転用行為が農業用施設、農畜  
産物処理加工施設、農畜産物販売施設の用に供するために行われるもの  
であるものに関しましては、例外的に許可し得るといような許可基準  
となっておりますので、今回の案件につきましては、農業用施設と許可  
できるものになっております。次に一般基準の各項目の調査結果について  
ですが、1点目、転用に必要な資力などあるかについてですが、造成費  
が△△△△△円、建築費が△△△△△△円、支出合計が△△△△△△円  
となっており、こちらにつきましては、全額借入金で行う計画となっ  
ています。申請書に添付されておりました、借入申込希望書兼経営改善  
資金計画書を確認しましたところ、日本政策金融公庫の農業関連経営改善  
資金を活用した借入であるということで、こちらの方も問題ないと回答  
をいただいているということでした。2点目の転用行為の妨げとなる権  
利を有する者の同意を得ているかについてですが、登記簿等確認したと  
ころ、抵当権等の設定もありませんでしたので、問題ないと思われま

3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり、遅滞なく着手されることが見込まれます。他の法令の許認可の見込みがあるかについてですが、こちらも問題ないと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかについてですが、乾燥調製施設として□□□㎡、雪捨場、通路等用地として□□□㎡、所要面積381㎡につきましては、転用許可申請面積として過大ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れはないかについてですが、住宅に隣接しており、更に町道に面した角の農地になっておりますので、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いと思われます。以上、調査した結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議長 続きまして、日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の南郷第3区、五十嵐敏章推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 議案書の9ページと併せまして、資料3も一緒にご覧いただきたいと思います。申請人は、●●●●●さん、\*\*\*の方になります。証明を受けようとする土地の表示は、\*\*\*字\*\*\*番、地目、登記簿上が畑、現況は雑種地となっています。面積が□□㎡。非農地の理由につきましては、以前は畑で、他の人に貸して耕作してもらっていましたが、周囲が宅地で道路や土地の形状も三角で耕作条件が悪く、耕作しにくい土地でした。借りていた人が耕作をやめて返還されてからは、耕作しなくなり、平成8年頃から、▽▽工事業等を経営していた亡き父の会社の事業に必要な電柱等の資材を置くようになり、資材置場として利用がされ、その後砂利を敷いて整地がなされ、現在も当該会社の資材置場として継続使用しているということで、非農地化していると思われます。続きまして、現況確認証明の許可の条件4つについて説明します。

1点目の山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてですが、申請地は、平成8年頃から▽▽工事業等の資材置場として砂利を敷き整地されており、現在も継続使用されているため、農地への復旧は適切ではないと思われます。2点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、農地転用の許可を出した経過もみられませんでしたが。また、無断転用であるというような状態について、行政から指摘した経過もありませんので問題はないと思われます。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましては、申請地につきましては、農用地区域外の農地になっておりますので、こちらも問題ないと思われます。最後に4点目の非農地化してから20年以上その状態が継続しているかという点につきましては、申請書にも記載があったとおり、平成8年以降、資材置場として砂利敷き整地が行われており耕作されず現在に至っているというような状況ですので、非農地化しているものと思われます。以上、調査いただいた結果、証明が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。ちなみにこの会社は、株式会社〇〇〇〇さんになります。以上です。

議 長

ありがとうございました。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局

(長谷川)事務局の長谷川です。私から、議案第4号 農地利用集積計画決定について説明させていただきます。初めに、議案書11ページをご覧ください。利用権設定7月分について、再設定、新規、合計分の順で読み上げます。再設定、田、4筆、□□㎡、畑、1筆、□□㎡、新規、田、43筆、□□□□㎡、畑、2筆、□□㎡、再設定、新規の合計分、田、47筆、□□□□㎡、畑、3筆、□□㎡、合計50筆、□□□□㎡となっております。

ります。利用権設定の一覧ですが、次のページ 12 ページから 14 ページ  
にございます。農地中間管理事業の集積計画一括方式による利用権設定  
ですが、次のページ 15 ページから 16 ページにございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい  
ませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第 4 号の審議を終了いたします。

議 長 日程第 8 「議案第 5 号 農地利用集積等促進計画に対する意見につい  
て」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (長谷川) 議案書 17 ページをご覧ください。議案第 5 号について説明さ  
せていただきます。次のページ 18 ページに一覧がございます。こちら  
は、中間管理機構が耕作者変更に伴う再転貸を行ったものになります。  
中間管理事業の一括方式により、利用権設定を受けた耕作者の変更に伴  
う再転貸になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によ  
り、意見を求められておりますので、議案のとおり適当でよいか伺うも  
のです。なお、再転貸を受ける耕作者につきましては、同法に係る貸付  
相手方に関する要件についての条件を満たしていることが確認できてい  
ます。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい  
ませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第 5 号の審議を終了いたします。

議 長 総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。  
次に、次回総会までの業務日程について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (局長 説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問はございますか。  
なければ、その他に入ります。  
皆さんから何か質問、お願いなどございましたらお願いします。

事務局 (研修会について)

議 長 その他、皆さんから何かありませんか。  
ないようですので、代理の方から閉会の言葉をお願いいたします。

職務代理 (湯田孝義) 大変暑い中、ありがとうございます。農作業に従事するには、体が大事ですから、水分など十分注意して、休養などしっかり取りながらお願いしたいと思います。以上を持ちまして、会議を閉じます。

閉会 午後 2時 25分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

9 番

10 番